

農業機械銀行方式による担い手の育成と 地域的な農地利用体制の形成

——愛知県幸田町——

村 松 功 巳

はじめに

1. 地域と農業の概況
 - (1) 地域の概況
 - (2) 農業の概況
2. 農作業の受託体制の形成
 - (1) 農業機械銀行の設立
 - (2) 農業機械銀行の組織機構
 - (3) 活動の特徴——機械銀行：転作、防除
個人：稲作
3. 地域的な農地利用（水田転作）の推進体制
 - (1) 水田転作の推進体制
 - (2) 転作団地の具体的推進方法
4. 転作の受託体制
 - (1) 転作の受託体制
 - (2) 転作用共同利用機械の整備
5. 地域的な農地利用体制の形成
 - (1) 転作団地の形成
 - (2) 農業機械銀行のオペレーターと転作団地の推進

はじめに

昭和50年代までの農業生産組織の形成は、それまでの農業生産構造を前提とした、集団栽培組織および農業機械の共同利用組織、農作業および農業経営の受託組織の形成であったと言える。しかし現在での農業生産組織の形成は、農地の所有と利用の関係を分離させて、地域農業生産構造の再編すなわち担い手の形成と農地の合理的な利用の双方の組織化を同時に推進することが求められている。そのために受委託の属人的な関係とともに土地利用の属地的な関係での組織化が要請されている。

このように、地域農業生産構造の再編期における受委託の基本的な関係の分析視点としては、前掲第3章の拙稿「兼業深化地帯にお

6. 転作の団地化の展開と定着化
 - (1) 転作団地の推進
 - (2) ブロックローテーション体制の形成
 - (3) 農業機械銀行の受託者による転作団地の分担
7. 水稲作付品種の統一による全町的な地域農業生産の組織化
 - (1) 作付品種の1筆ごとの調査と品種の統一……長嶺集落、久保田集落
 - (2) 作付品種の統一メリット
 - (3) 作付品種の全町的な統一と推進
8. 受託団地の合理化——農作業・経営受託地の面的集積（新田地区）
9. 農地と労働力の地域的な利用体制の新たな形成の試み
——「集“案”営農」（永野地区）——
10. 圃場整備と受委託の面的集積——坂崎地区

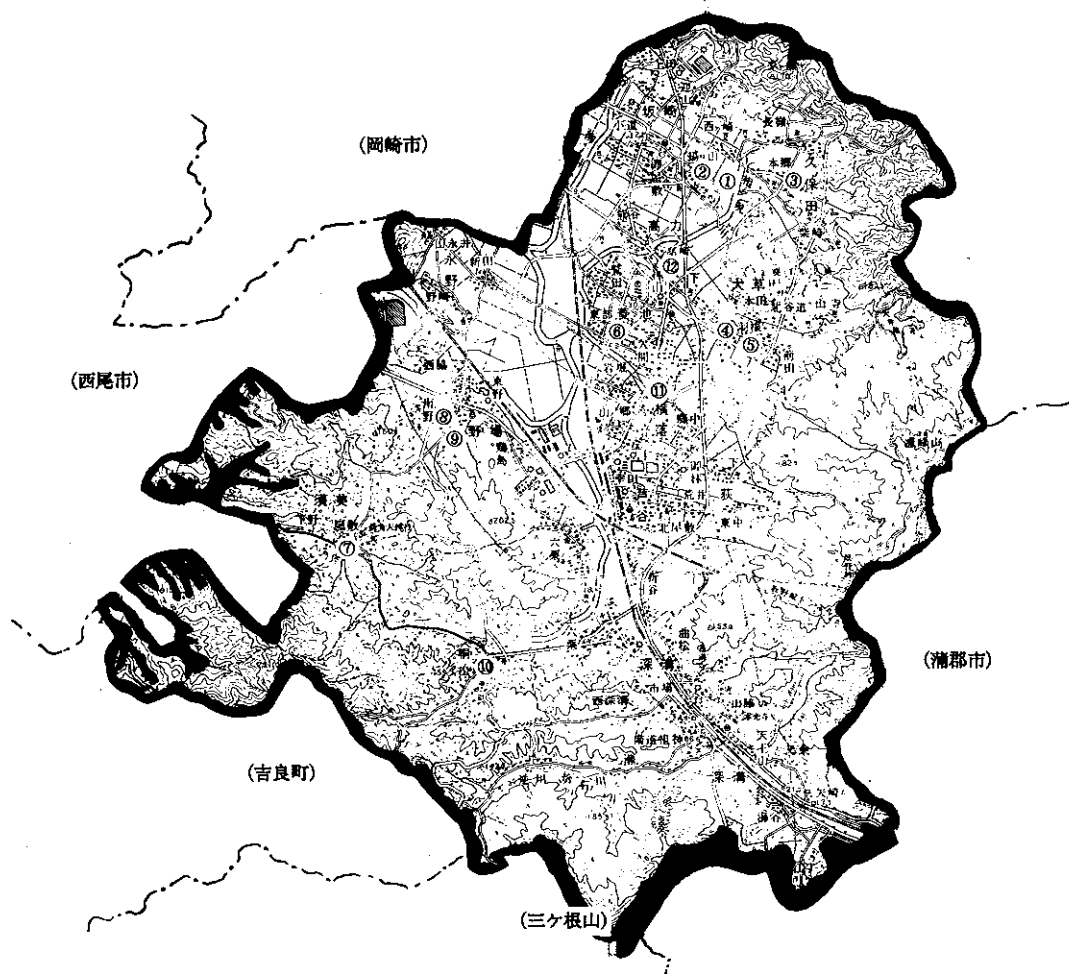
ける受託者形成と地域農業構造の再編——愛知県岡崎市六ツ美地域——」のはじめにを参照されたい。

そこで本稿では、差し当たりこのような視点から農作業、農業経営の受託者の形成とその組織化の過程、さらに農地の地域的な利用秩序の関係の形成過程をトレースしてみることとする。取り上げた事例はこのような関係を積極的に推進してきた愛知県の幸田町である。

1. 地域と農業の概況

(1) 地域の概況

幸田町は、愛知県の中央部の南寄り、西三河地域の東部に位置しており、名古屋市から45km圏内にある。東西、南北ともにほぼ10kmで、総面積は56km²である。町の中央部を東西



第1図 幸田町地図と農業機械銀行の受託者の分布

に新幹線、南北に東海道線と国道248号線が縦貫しており、東三河臨海工業地帯、岡崎・豊田の内陸工業地域を結ぶ交通の要衝である（第1図）。

市の東南部から東北部にかけては、南部の三ヶ根山から東部の遠峰山へと海拔100～400mの低位山地が連なっており、西北部はこれら低位山地から流れ出る広田川の流域の水田地帯として開けている。そして矢作川による岡崎平野の水田地帯へと続いている。そして台地部が森林、果樹園に利用されており、台地と低地の境に集落が分布している。

かつては、水田、果樹を中心とした農業と繊維を中心とした軽工業の“まち”として発展してきたが、最近では企業の進出が著しく、農家は第2種兼業化し、人口も増加して現在は3万人に達している。産業別の就業者数に占める第1次産業の従事者数割合は11%にすぎない。

（2）農業の概況

農家数は（平成2年）、総戸数が1,556戸のうち専業農家は133戸（8.9%）、第1種兼業農家は121戸（7.8%）にすぎず、第2種兼業農家が1,302戸（83.9%）と典型的な安定兼業地帯の農家構成である。

林野率が46%を占め、耕地率は24%と平地部としてはあまり高くない。総耕地面積は1,056haのうち田が775ha（73%）、畑が138ha（13%）、樹園地が143ha（14%）である。

農協の販売額は（平成元年）、19億円でうち穀物が3億円で16%（米2.3億円、12%）、蔬菜が10億円で52%（イチゴ7.7億円、40%）、果樹が5.7億円で29%（かき4.5億円、23%）を占めており、イチゴと名産の筆柿と米を中心とした都市近郊型の農業である。

2. 農作業の受託体制の形成

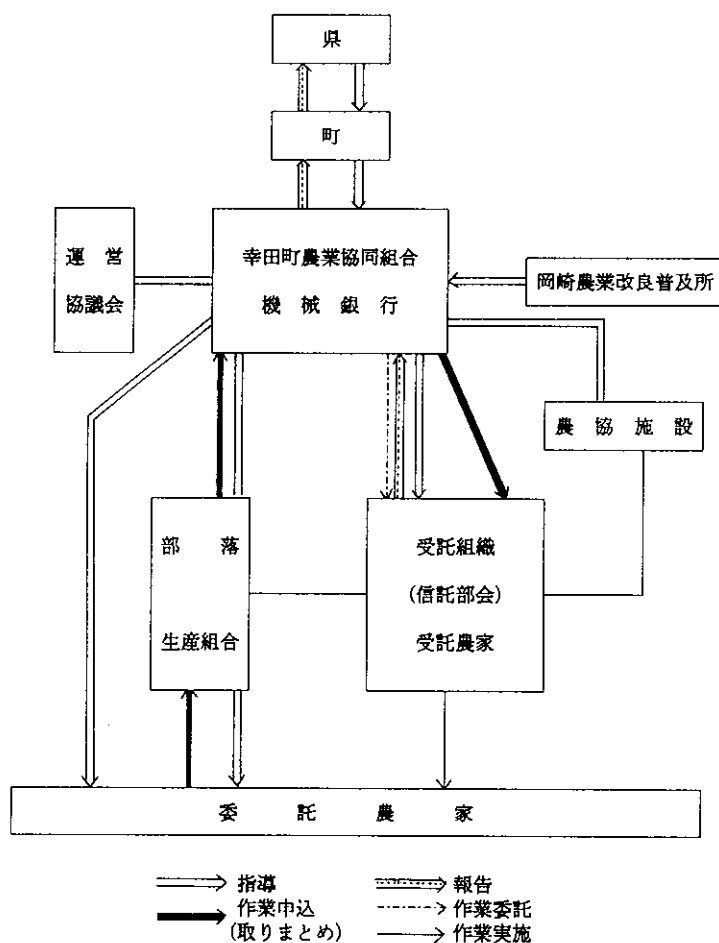
（1）農業機械銀行の設立

西三河南部地域農業協同組合連合会（地域連）と西尾市、一色町、吉良町、幡豆町と幸田町の一市4町の8農協によって、我が国における初めての農業機械銀行の補助事業である農業機械銀行導入実験事業を導入して、昭和47年11月に広域型の西三河南部地域農業機械銀行を設立した。そして47～48年度の2年間実施し、49年度から53年度までは農業機械銀行導入パイロット事業に引き継いできた（ただし除幸田町）。

幸田町農協では、昭和40年代はじめに受託者を組織化して幸田町農協農作業信託部会を設立したが、この部会員をこの農業機械銀行の受託者とするとともに48年4月に「幸田町農協農作業信託部会規約」を定めた。導入実験事業の国の補助期間を終えて、幸田町農協は農協の地域範囲を対象とする幸田町農協農業機械銀行を、新たに56年10月に国の補助事業である農業機械作業広域調整促進事業によって設立した（第2図）。そしてそれを新農業機械銀行育成事業に引き継いできた（61～63年）。現在は農協の事業として実施している。

この幸田町農協農業機械銀行の設立は、53～56年度に転作促進対策事業、54～56年度に地域農業生産総合振興事業、56年度に病害虫防除組織整備事業などの補助事業によって農業機械類を導入したこと（後掲第1表参照）、特に、昭和40年代初めから実施してきた共同防除を、全町一円の防除体制として整備するために56年度に防除対策協議会を組織し、信託部会に請け負わせることになったことを契機としている。

また56年度にはカントリーエレベーターが建設され、転作の地区推進協議会が発足し、57年度には互助制度が確立されて農業機械銀行の受託者を核とした全町体制での転作の団地化が推進されるようになったこと、などを契機としている。



第2図 農業機械銀行の組織図

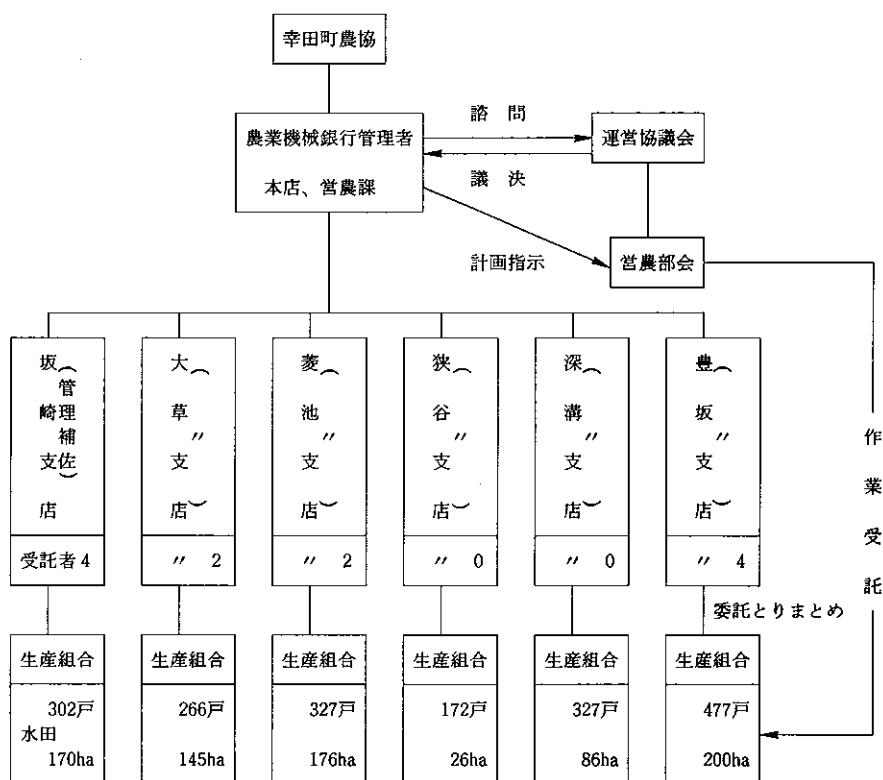
注. 愛知県農業水産部農業技術課『農業機械銀行関係事業の実施状況』
(昭和57年3月) 71頁より.

(2) 農業機械銀行の組織機構

幸田町農協農業機械銀行は、国の補助事業によって設立されたが、農協の営農指導事業の一環として組織し、運営する方式の段階で形成されたことから、組織体制・機構は他の農協の農業機械銀行とほぼ同じである(第3図)。農協の本所の営農課に本店が設けられており、そして各支所に支店が置かれていて、兼任の管理者と同管理者補佐が配置されてい

る。生産組合→支店を窓口として農作業の申し込みがあり、毎年ほぼ新規の稲作関係の委託作業が30~40件程あるが、2年目からは個別相対となっている。転作は農協営農推進協議会と信託部会との間で受託契約が結ばれている。

支店別の受託者数は(平成2年度)、坂崎3、大草3、菱池2、豊坂4の合計12名であるが(前掲第1図参照)、このうち転作を受託しているのは10名である(後掲第5表)。



第3図 組織機構図

注. 愛知県農業水産部『農業機械銀行関係事業の実施状況』(昭和58年11月)16頁より.

第1表 農業機械銀行所有の作業機

機械・施設名	台数	導入補助事業等	年度
トラクター	6	転作促進対策事業	55~57
"	2	地域農業生産総合振興事業	56
"	2	水田利用再編対策事業	59
大豆スレッシャー	2	転作促進	58
ビーンスレSSHャー	3	新地域農業生産総合振興事業	59
播種機	1	"	59
ライムソー	1	"	57
"	2	地域農業生産	56
ブロードキャスター	2	"	56
普通型コンバイン	1	"	61
トラクター	1	農業機械リース作業受委託促進事業	63
深耕ロータリー	1	"	63
ブームスプレヤー	1	新地域農業生産総合振興事業	59
カーベットダスター	1	"	59
マウントダスター	2		

注. 農業機械銀行資料による. 設置場所は幸田町六栗江尻である.

作業の実施は個別であるが、作業効率、機械投資の問題等からグループ化（3人×4グループ）が進められている。

(3) 活動の特徴－機械銀行：転作、防除 個人：稲作

広域型での農業機械銀行の時には、農協に信託部会を設けてすでに「一匹狼」的に形成されてきた受託者を農協の部会員として組織化するとともに作業料金の統一化を図ることをその主なねらいとしていた。したがって、農作業の仲介・斡旋は行なわれていなかったようである。

現在の農業機械銀行は、農協の農作業信託部会の登録者を受託者に限定して発足したことから、農協の組織として農協の推進している団地転作の受託、水稻の共同防除、地力増進の土地改良剤の散布などをその主な活動内容としている（第1表）。

すなわち、稲作については従来からの個人相対関係を継続しており、農協の農業機械銀行活動としては農協が推進している共同防除、土改剤の散布、転作の受託をその主な活動内容としており、特に団地転作の受託者として積極的に位置付けられて転作の団地化の推進が図られていることが大きな特徴である。

3. 地域的農地利用（水田転作）の推進体制

(1) 水田転作の推進体制

水田転作の目標面積は、国→県→町と行政ルートで割り当てられてきていることから、町の推進体制としては行政関係者による幸田町水田農業確立対策推進協議会が組織されている（第4図）。

町から農家への配分は、幸田町の場合、全町を1地区とした一括配分、すなわち幸田町農協への一括配分がなされており、集落、個人への配分はなされていない。これは、全町を対象とした互助制度を確立して、集団転作

を積極的に推進することによって地域輪作農法の確立を目指しているからである。

このため、農協では幸田町農協営農推進協議会を組織しており、具体的な配分（転作団地の設定）とその農作業の委託の契約を農作業信託部会との間で結んでいる。協議会の会長は農協組合長・参事であり、事務局は農協（本所営農部と各支店＜6支店長＞）である。委員は各集落（23集落）からの正委員（1名）と副委員（0～3名）とによって構成されているが、これら委員は実行組合長等との兼任である。顧問として産業建設委員長、岡崎農業改良普及所、幸田町役場産業課、幸田町信託部会が加わっている。

営農推進協議会の目的は、①転作の有効かつ経営的にみて効率的な土地利用の確立、②水稻、転作作物の委託効率の向上と経営的にみて効率的な土地利用の確立であり、具体的な活動としては①転作効率化推進事業、②互助制度維持強化事業、③水田農業低コスト推進事業などの推進である。

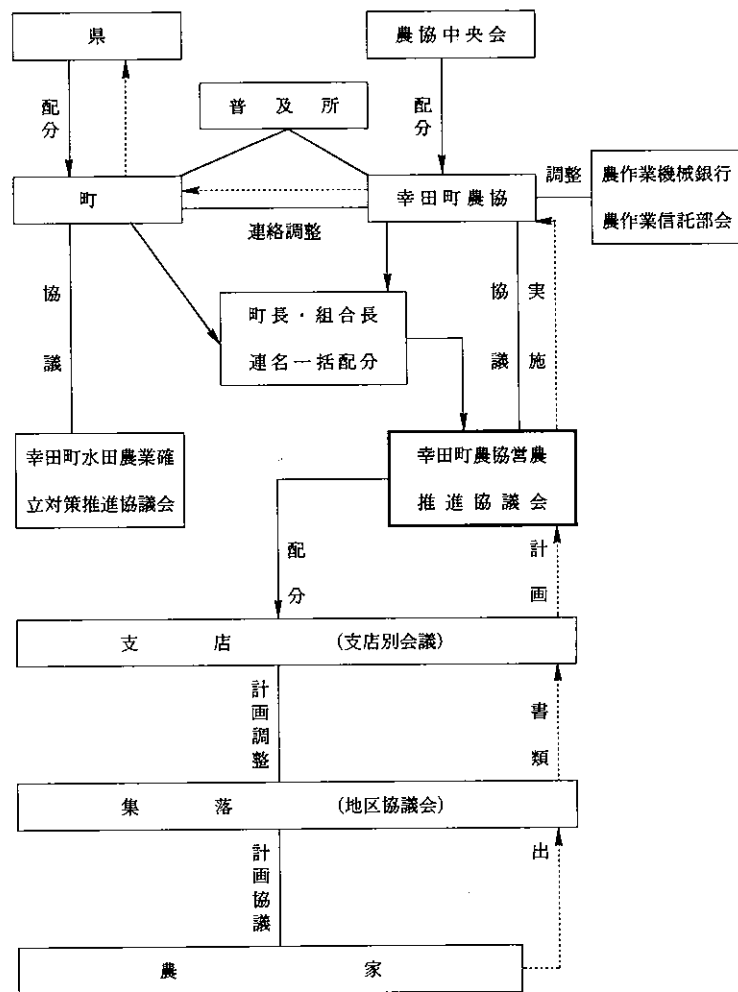
このために、役員会と転作に関する支店別会議、地区（集落）会議、オペレーター会議、互助制度検討委員会などと集落農場システムに関する集落システム会議、水稻品種の統一に関する会議などが持たれている。

(2) 転作団地の具体的推進方法

転作の具体的な実施計画は、農協営農推進協議会の事務局である農協の営農課によって原案が作成されている（第5図）。

平成3年度の場合、一般作物（大豆、飼料作物、麦等）が転作実施面積の82%に相当し、しかも麦が77%を占めており、しかも団地化率も71%と高いことから、麦を中心としたブロックローテーションによる団地転作が実施されている。

この転作団地をどのように設定するかが事務局の計画案となっており、3年周期のブロックローテーションが組まれていることから、



第4図 水田農業確立推進体制図

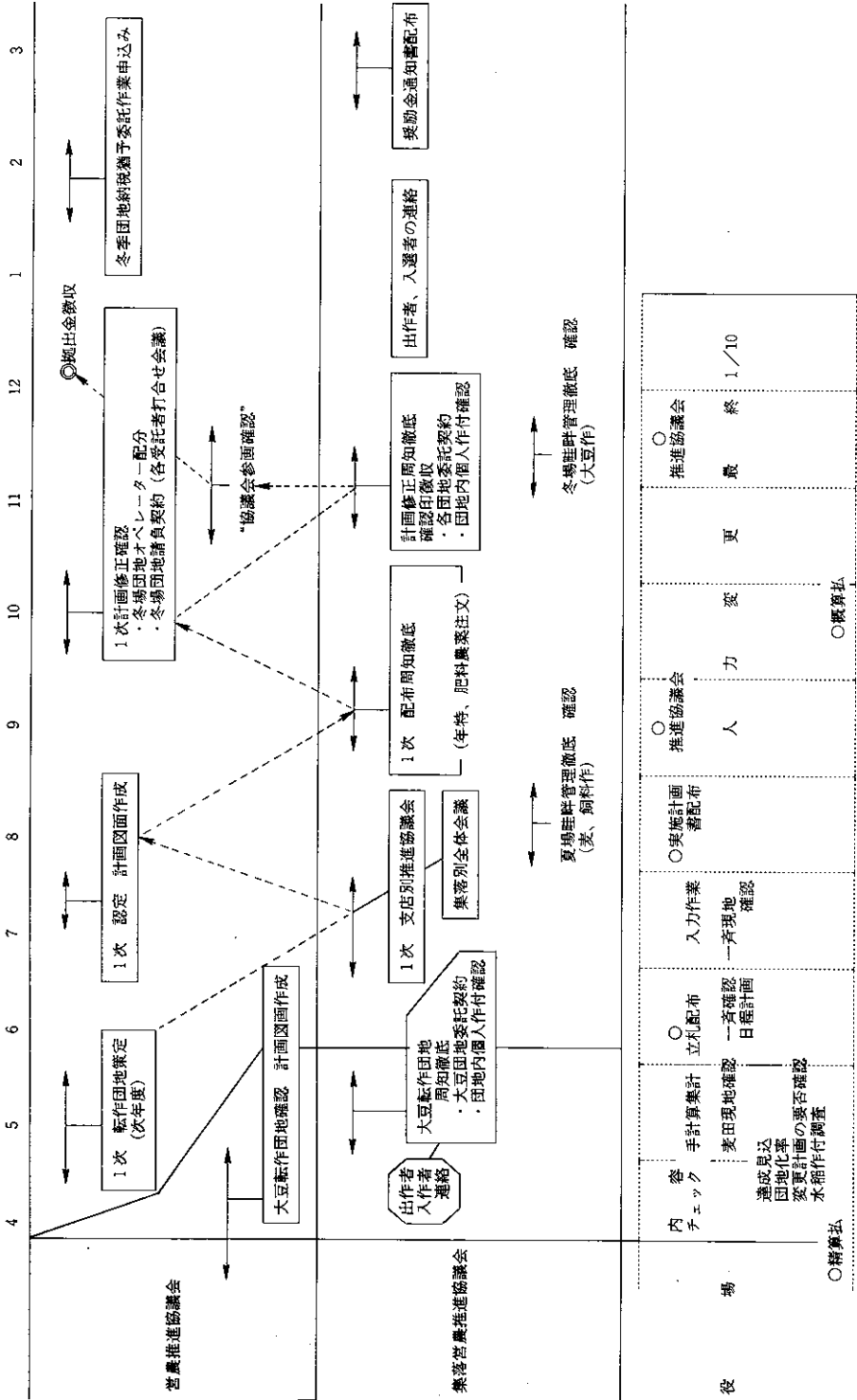
注. 幸田町産業課『水田農業確立対策の実施概要』（平成2年）26頁より。

圃場整備跡地などを除いてその作業はほぼルーチン化してきている。入作地を含めて一括して転作団地が図面化され、農家はこの結果として転作の配分を受けたことになっている。

しかも、ブロックローテーションのブロック単位が後述のように必ずしも集落単位とはなっていないことから、転作率は集落によって1～42%とかなりの幅がある。個別農家の全耕地面積が転作団地に入った場合でも替え地の斡旋は行っておらず、保有米の斡旋によ

る調整のみに止まっている。

この事務局原案を農協の各支店長の招集による支店別の推進会議によって検討するとともにさらにそれを各集落に下ろして集落別全体会議によって検討し、計画の調整が行われている。そしてそれを持ち上げて原案の再調整と修正が行われて決定されており、それに基づいて個々の農家への配分の周知徹底が図られている。他方、受託者である農作業信託部会（農業機械銀行）と作業受託契約が結ばれる。



第5図 転作団地推進方法

注. 資料は第4図と同じ27頁より.

役場＝行政関係の仕事は、転作の実施の現地確認と個別農家の転作面積のコンピューターへの入力とそれによる奨励金関係の計算等の事務を主としている。

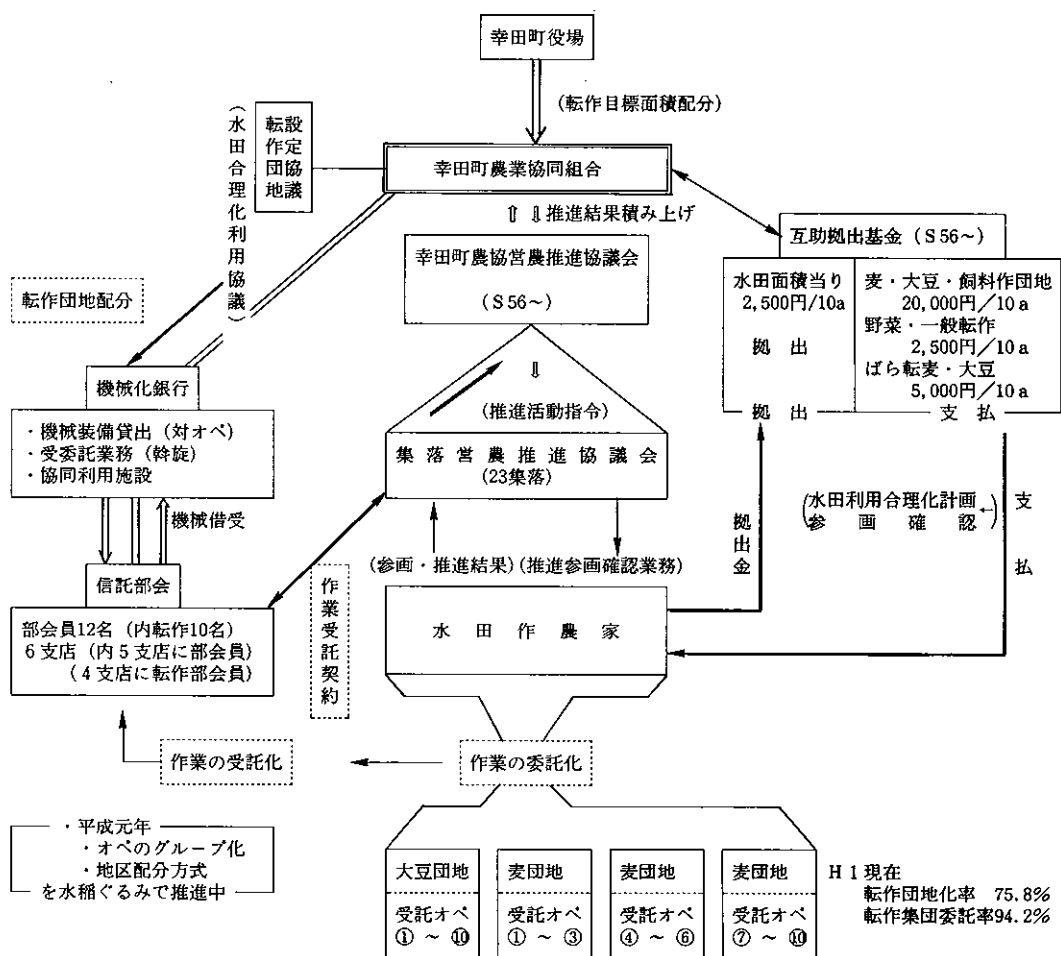
4. 転作の受託体制

(1) 転作の受託体制

転作のうち麦団地と大豆団地については、幸田町農協営農推進協議会と農作業信託部会

（農業機械銀行）との間で作業受託契約が結ばれており、農作業が信託部会に委託されている（転作の経営受託、第6図）。現在、部会員数は12名であるが、そのうち転作を受託している会員数は10名で、農協6支店のうち4支店に部会員と転作受託部会員が分散している。転作の飼料作については肉牛組合との間で同様に契約している。

受託部会員への転作団地の配分方法は、各々の受託部会員の地元を優先するとともに受



第6図 幸田町農協農業機械銀行の運営組織

注. 幸田町農協資料より.

託者育成も考慮している。転作団地へは麦の作付が義務付けられており、大豆団地は、主に圃場整備跡地の転作として麦の受託面積に応じた面積が配分されている。

受託者のグループ化が推進されているが、これは麦の作業体系を考えた場合でも、①組作業による作業能率の向上、②機械投資の合理化を図る必要性があることによっている。平成4年度から2戸がグループ化して、各自の機械を持ち寄って作業を共同化している。

なお、転作の地区配分方式も検討されている。これは転作を今後も農協が全面的に調整して推進して行くことはしだいに困難になるであろうとの判断からであり、地区のオペレーターが、それぞれの地区の協議会と話し合っ、責任を持って転作を受託するとともにさらには稲作関係の作業も受託するという地域分担制を形成する必要性が生じて来るものと予想されているからである。地域の農業生産については、それぞれの地区の受託者が責任を持って管理・運営する体制を整備せざるを得なくなるであろうとの予想からである（安城市の高棚集落がモデル）。

なお、転作では委託者が転作奨励金と互助奨励金の合計22,000円を受け取り（麦・大豆・飼料作団地、平成4年度）、受託者は麦、大豆の収穫物を受け取り、農地を1回耕起して委託者に返すことになっている。

（2）転作用共同利用機械の整備

昭和62年度から水田農業確立対策の前期（62～平成元年）が開始されて、農協、市町村が中心となって地域の水田農業確立を計画的に推進するための地域営農加算金制度が新たに設けられた。この加算金と町、農協の助成金（各500万円）とによって、57年度から運営されてきた農家の互助金による農協営農推進協議会の基金が造成され、互助会計として運営されることになった。

それによって造成された基金は、昭和62年

度が5,700万円、63～平成2年度が4,400万円で（含繰越金）、支出額は転作農家への互助奨励金が約3,500万円で65%を占め、共同利用機械の購入費が1,200～1,500万円で20～25%を占めた。

地域営農加算金は、共同利用機械の購入と集落推進費、（転作）奨励金補填などに当てられ、その中でも共同利用機械の購入費に主として当てられ62年度は約1,500万円（73%）、63年度は800万円（39%）、平成元年度は1,200万円（60%）が充当された。残りが集落推進費、（転作）奨励金の補填等であった。

購入された共同利用機械類は第2表のごとくであり、62年度が大豆選別機からアルミブリッジまでの12台と1セット、63年度が大豆パディコンから溝掘機の56台、平成元年度がマニユアスプレッダーからビーンコンバインの10台であった。

貸し出しの対象は、主に個人であるが、特殊な機械類等では共同防除での利用あるいは機械銀行のオペレーターに限って貸し出されている。貸し出し料金は無料が原則であるがミニバックホー、機械輸送用トラック、動力噴霧器、ビーンコンバインなどでは有料で貸し出されている。

5. 地域的農地利用体制の形成

（1）転作団地の形成

転作が、集団転作前の集落配分であった時には面積をまとめて団地化することが困難であったが、昭和56年度に水田利用再編対策事業の第2期に入って①転作面積が増加したこと、②団地加算制度が新設されたことによって団地化を推進することになった。農協は200haを計画目標として、57年度には集落での推進を図るとともに全町一本での互助制度を確立し、差し当たり一部地域で実施した（第3表、麦作付、作業料金を徴収しない、受託

第2表 農協の共同利用機械と利用料金

機 械 名	規 格 : 型 式	利 用 料 金
大 豆 選 別 機	YBS-500G	無料 (個人)
大 豆 ク リ ー ナ ー	YBC-70	無料 (個人)
大 豆 用 自 動 計 量 機	ASD-3	無料 (オベ)
ミ ニ バ ッ ク ホ ー	KH-014	500 円/h (個人)
ミ ニ バ ッ ク ホ ー	KH-007	500 円/h (個人)
マ ニ ュ ア ス プ レ ッ ダ	TMS1511	無料 (個人)
ス ピ ード ダ ス タ ー	SDRM-50	無料 (共同防除)
機 械 輸 送 用 ト ラ ッ ク	2 t	500 円/h (個人)
ア ル ミ プ リ ッ ジ	SB-240-30	無料 (個人)
大 豆 バ デ イ コ ン 及 び 送 風 機		無料 (オベ)
ス ピ ード ダ ス タ ー	SDRM-50	無料 (共同防除)
動 力 噴 霧 器	MS5002-RC3	2,000 円/日 (個人)
背 負 動 力 撒 布 機	MD6010TS	無料 (共同防除)
ラ イ ム ソ フ ー	FT2404	無料 (個人)
溝 掘 機	OM310D	無料 (個人)
マ ニ ュ ア ス プ レ ッ ダ	DM610B・GX14	無料 (個人)
ブ ー ム モ ア ー	MOD-TS35	無料 (オベ)
ビ ー ン コ ン バ イ ン	MDC-30	2,500 円/10a (個人)

注. 農協資料より.

第3表 水田転作と団地化率の推移

(単位: ha, %)

			転作 等 実施 面積	転作						計 画 転 作 率	団 地 化 率	施設、各種対策	麦 受 託 オ ベ 数
				面積	麦	大 豆	飼作 料物	永作 年 性物	野 菜				
水 田	1 期	昭53	124	114	8	18	26	11	43	12.3			
		54	136	124	5	15	37	11	37	18.5			
		55	184	172	25	19	64	10	36	79.1			
利 用	2 期	56	215	198	7	39	85	10	43	68.3	16.0	C・E 建設、農銀設立	
		57	216	200	20	26	45	10	42	63.1	14.1	互助制度	1
		58	263	258	153	19	9	10	58	99.2	67.3	全町集団転作開始	6
再 編	3 期	59	209	208	120	8	7	9	59		61.2		6
		60	202	191	108	8	6	9	50		64.4		6
		61	195	182	101	7	5	8	43		64.1		6
水 田 農 業 策 確 立	前 期	62	249	219	106	34	8	8	42		70.4	大豆団地開始	6
		63	284	226	117	38	9	7	41		74.8	水稻作付品種調査	7
		平元	276	224	128	27	10	4	40		78.6	水稻品種統一開始	10
	後 期	2	295	216	125	22	17	6	31		73.9		10
		3 4	278 276	218 216	123 125	17 22	26 17	6 6	33 31		71.1 73.9		10

注. 幸田町役場資料より作成.

者一収穫物)。そして58年度からは全町体制で実施することになった。

麦の転作面積の増加によって60年にカントリーエレベーターが増設されたが(400ton、C・Eの総能力2,400ton)、平成2年度からはグループ荷受け制を導入した。これは、農家がグループを形成してそのグループ単位で搬入し、個々の農家の持ち分は面積割合で配分するという方法である。集落農場制の基本的な考え方であるとともに畦畔除去の奨励対策でもある。麦はすべてカントリーエレベーター乾燥―バラ流通方式を採用しており、団地転作―機械銀行受託の体制によって推進してきている。さらに63年度には育苗センター(3万箱、150ha)を建設して、平成元年度からは稲の作付品種の統一を始めた。

現在は、全町的な農業生産組織体制の整備を目指しており、全町を地域範囲とする農地の利用体制の形成(転作の団地化とブロックローテーション化、水稻の作付品種の統一と

ブロック化)とその推進のためのソフト面(転作の互助制度と営農推進協議会および農業機械銀行の整備)とハード面(農協のカントリーエレベーター、育苗施設)での整備とその推進を図っている。したがってその中核的機能を果たす生産総合センターの構築が課題となってきている。

(2) 農業機械銀行のオペレーターと転作団地の推進

転作団地の受託者は信託部会員とし(機械銀行受託者、第4表)、それぞれの支店管内を主に分担する方式としているが、受託作業量の平等化も配慮されてきた。57年度は刈り取り作業を親方制による共同作業としたが、①個人の技能差、②出役出来ないオペレーターの発生、③作業能率の低下、④転作団地の増加などで、58年度からは個人責任制による分担制とした(第5表)。

62年度からは水田農業確立対策事業が開始

第4表 農業機械銀行の受託者の経営概況

項目	経 営 概 況						所 有 機 械					主要 経営 部門	作 業 受 託 実 績 (ha)			
	農 家 別	専 業 別	年 齢	農 従 者	田 (a)	畑 (a)	借 地	トラ クタ ー	田 植 機	コン バ イン 機	乾 燥 機	そ の 他	部分 作業 合計	全 作 業	麦 作	大 豆
①	専	44	2	370	3	-	3	2	1	2	4	水田	21.4	3.9	6.4	4.7
②	〃	55	2	650	5	-	3	2	2	2	4	〃	15.2	5.6	5.3	5.4
③	〃	59	3	1,390	-	-	3	2	2	2	4	〃	20.3	12.2	21.9	1.8
④	〃	49	3	730	-	-	4	2	2	4	4	〃	18.7	6.9	22.6	4.0
⑤	〃	48	2	540	17	-	1	2	1	1	3	〃	4.6	3.9	1.4	2.8
⑥	兼	60	1	110	7	-	2	1	1	-	-	〃	10.7	0.6	-	-
⑦	専	40	1	490	10	-	2	1	1	-	3	〃	2.7	3.3	5.1	4.5
⑧	〃	54	1	150	5	-	2	1	1	1	2	〃	2.8	0.3	-	-
⑨	〃	36	4	840	2	-	4	2	2	-	4	〃	15.7	6.0	13.8	5.6
⑩	〃	41	3	660	6	-	3	2	2	-	5	〃	16.3	4.0	15.1	6.3
⑪	〃	39	4	540	6	-	3	2	3	5	5	〃	62.8	10.0	24.7	7.6
⑫	〃	46	2	350	11	-	4	2	2	-	5	〃	17.8	4.6	15.3	7.0
合計				6,820	72		34	21	20	17	43		209.0	57.4	131.6	49.7

注. 全国農業協同組合中央会『農業機械の効率利用をめざして ― 第4回全国農業機械効率利用共助会受託者の記録 ―』(平成4年2月)、152～3頁より引用。

第5表 機械銀行のオペレーター別転作麦の受託面積

(単位: ha)

年 オペ	昭和 56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元年	2
⑩	—	20.4	36.5	20.1	22.9	20.8	22.2	28.0	22.6	24.2
⑦	—	—	18.8	6.7	9.7	13.3	13.2	21.5	16.1	17.8
⑧	—	—	27.1	17.3	18.1	17.3	17.3	14.1	14.6	15.4
⑨	—	—	8.0	9.4	8.1	8.1	6.9	11.0	13.5	14.7
④	—	—	28.7	25.0	23.0	23.0	23.6	22.2	21.8	26.5
①	—	—	15.3	10.8	12.4	14.0	20.5	14.0	22.1	15.4
⑥	—	—	—	—	—	—	—	1.1	4.0	6.3
②	—	—	—	—	—	—	—	—	4.5	7.4
③	—	—	—	—	—	—	—	—	5.8	9.6
⑤	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1	4.9
合 計	—	20.4	134.4	(89.3)	94.2	96.5	103.7	116.0	126.1	142.2

注(1) 農協資料による。

(2) オペレーターNo. は第1図と同じ。

されて転作面積が増加したことから大豆の団地を開始（フクユタカ、全町の大豆作付面積61年35ha→62年82ha）するとともに麦（農林61号）の面積の増加と中核農家の育成を図るために麦の受託者を増加させた。

6. 転作の団地化の展開と定着化

(1) 転作団地の推進

昭和58年度から開始された団地転作は、その後展開をみせて団地数、面積ともに拡大するとともに転作作物も定着化し、転作の団地体制が整えられてきた。その定着化過程をみると次のようである。

① 昭和62年度

団地数は33で総面積は15,952a、1団地平均では483aで比較的大きかった。規模別では100～200aが7、200～300aが6、300～400aが5、400～500aが4、500～700aが4、700～1,000aが4、1,000a以上が3と、平坦部では500a以上の大きな団地も比較的多くみられたが、丘陵部では100～200aの小規模団地が多かった。転作作物別の団地数は、

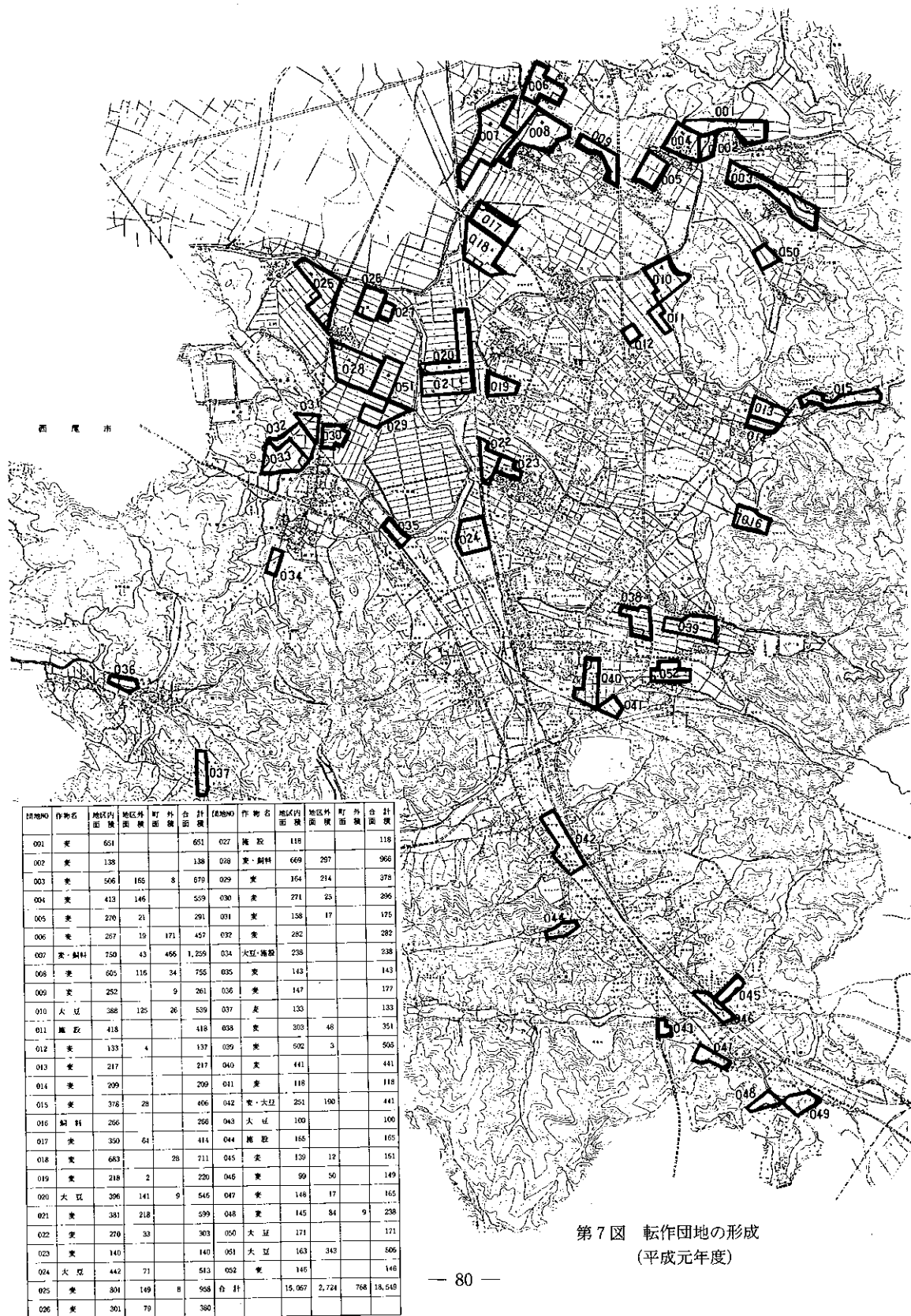
麦のみが16、麦－大豆が5、麦－麦が3、麦－飼料が2、麦－施設が1、大豆のみが4、飼料－大豆が1、施設のみが1であり、麦を中心にしながらバラエティがみられた。しかも平坦部で多様性がみられた。

② 昭和63年度

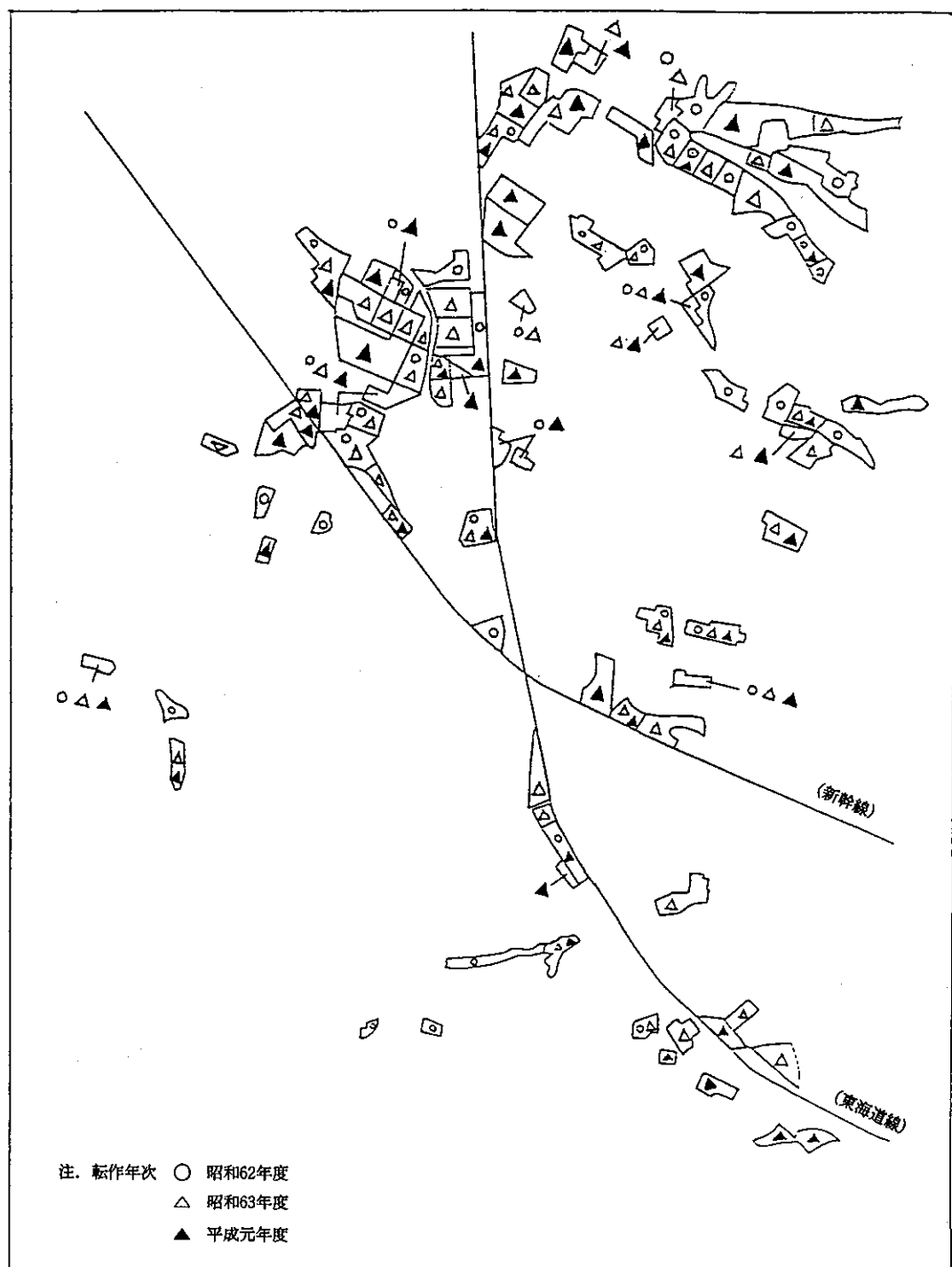
団地数が48に増加するとともに面積が18,041aと拡大した。しかし1団地平均では376aと前年に比べて107aも縮小した。これは団地化が圃場条件の悪い地域にも及んだことと平坦部でも小規模の団地による対応がみられるようになったことによるものであった。転作作物別の団地数は麦のみが38、大豆のみが6、施設のみ、飼料のみが各2で、主に麦団地の増加によるものであった。

③ 平成元年度

団地数が50、団地面積が18,549a、1集団平均371aと定着化してきた（第7図）。地域的な土地利用体制が整備され始め、作付作物別団地数も麦のみ36、麦－大豆1、麦－飼料2、大豆のみ6、大豆－施設1、施設のみ3、飼料のみ2と定着化してきた。



第7図 転作団地の形成
(平成元年度)



第8図 転作団地のブロックローテーション

(2) ブロックローテーション体制の形成

昭和58年度から開始された団地転作は、前述のように開始されてから4～5年を経て、その体制がほぼ整えられてきた。

その後、平成2年度は46団地、平成3年度は41団地、平成4年度は41団地(19,042a)と団地数をほぼ40団地、1団地平均450aと整備された。このように団地化とそのブロックローテーション体制が整備され、地域的な土地利用体制が形成されてきた。

幸田町では全町を1地区とする幸田地区として(23集落、集落ごとに地区営農推進協議会設立)、各地域ごとに3年を単位とする地域輪作農法(ブロックローテーション)による転作体系の確立を目指してきたのである。前述の昭和62～平成元年度の3ケ年間の集団転作団地のブロックローテーションの状態は第8図のごとくである。

転作のブロックローテーションの地域割は、原則として集落をその地域範囲としているが、平坦部では道路、水路、鉄道線路などを境界として地域が設定されている。

3ケ年間に形成された実転作団地数は93であるが、このうち1年間転作した団地数が56で60%、2年間転作した団地が27で29%、3年間継続して転作した団地数が10で11%を占めている。しかし面積では3年継続団地が4,118aで22%(平成元年度)を占め、排水の良い比較的規模の大きい団地が適地としてむしろ固定化がみられる。

水田農業確立対策事業の今後のとりくみの強化としては(第4次3カ年計画、平成3～6年)、引き続き①互助方式の見直しと集団化の定着化、②営農推進協議会の充実強化、③集落推進協議会の活動強化、④転作作物の定着化と拡大、⑤新規転作作物の検討があげられているが、ブロックローテーションなどの合理的な地域的な土地利用体系の整備が求められていると言える。

(3) 農業機械銀行の受託者による転作団地の分担

農業機械銀行の登録受託者(信託部会員)12名のうち10名が転作(麦、大豆)を集落営農推進協議会から委託を受けて(経営)受託している。この他に肉牛組合(6戸)が飼料作による転作(ローズ・グラス・エン麦)を受託している。

この内6戸の受託者(⑩、⑦、⑧、⑨、④、①)は、58年度から実施されてきた互助方式による転作団地の受託を地域的に分担しており、第9図と第6表のごとくである。受託面積も15haがほぼ保障されており、労働力的に恵まれている受託者では24～26haの転作面積を受託している(平成3年)。

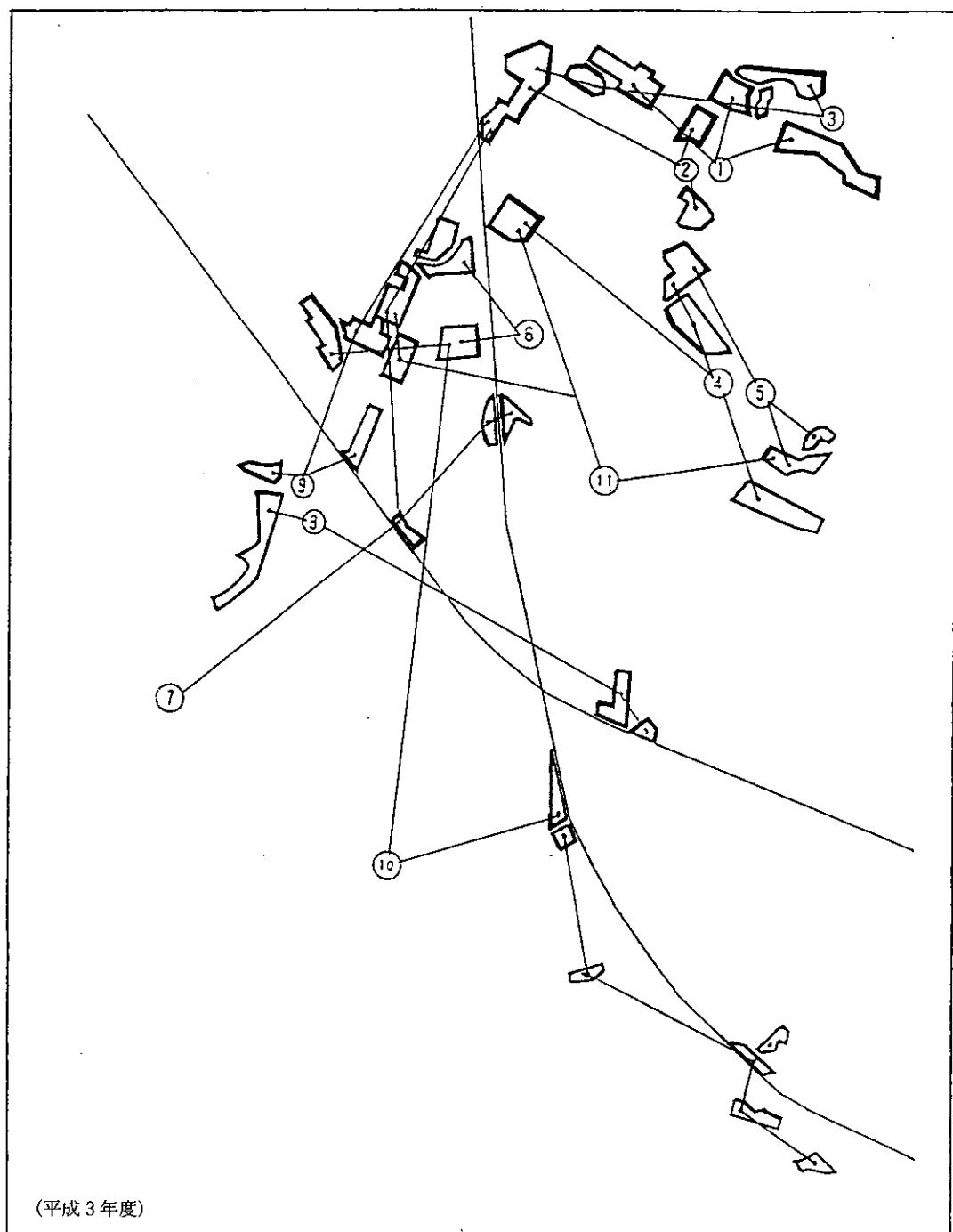
他の4名(⑥、②、③、⑤)は昭和63年度ないし平成元年度からの受託者であり、受託者の育成・強化を図るために転作麦も受託する方式としたことによる。したがって受託団地が拡大するとともに前者と同一の団地内を新たに分担するなどしており、受託面積も5～8haとまだ少なく、前者の3分の1強の面積である。このように新たな受託体制が整備されつつある。

農業機械銀行の受託者を集団転作団地の受託者すなわち転作の牽引者として、安定的な受託体制の下に互助方式による転作団地の受託とそのブロックローテーション化、水稻の

第6表 転作(冬場)配分計画表
(単位: ha)

旧オベ	受託面積	新オベ	受託面積
⑩	23.74	⑥	5.89
⑦	15.41	②	8.47
⑧	16.18	③	13.84
⑨	15.93	⑤	5.96
④	26.45	⑪	7.10
①	18.77		

注. 平成3年9月18日現在。麦、飼料作の転作。No11は肉牛組合。
新旧は転作受託開始時期による区分。

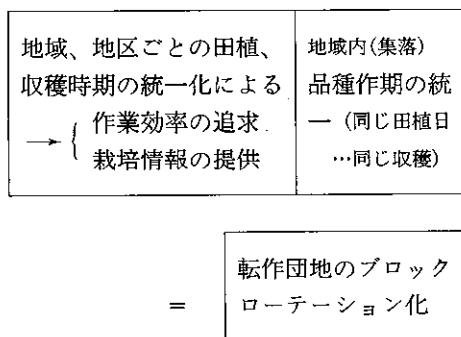


第9図 農業機械銀行の受託者別の転作団地

作付品種の統一・団地化など、地域的な土地利用体制の形成が推進されてきているとともにその整備が推進されてきているのである。

7. 水稻作付品種の統一による全町的地域農業生産の組織化

昭和62年度から基盤整備率の比較的高い北部地域（坂崎・大草支店）において、水田地域輪作農法モデル事業が実施された。転作の定着化と土地生産性の向上・安定化を図るために、集団転作をさらに地域ブロックローテーション方式による田畑輪換体系として形成するとともにその担い手の育成、コスト低減を図るための受委託の促進による地域農業生産の組織化を図ることを目指した。そしてその後、全町的に推進することになった。



(1) 作付品種の1筆ごとの調査と品種の統一…長嶺集落、久保田集落

昭和63年度に坂崎地区の長嶺集落と久保田集落の1筆ごとの水稻の作付品種と土地利用状況について調査を実施した（第7表、後掲第11図参照）。主な品種でも日本晴、黄金晴、月の光、初星、コシヒカリなどの5品種があり、しかもモザイク状に入り乱れて作付けされていた。

平成元年度から品種統一（コシヒカリ、葵の風、ミネアサヒの3品種）と団地化を開始し、コシヒカリの適地としてその作付割合が

急速に高まった。

(2) 作付品種の統一のメリット

- ①作業受委託の促進、作業の効率化—機械普及の合理化=コスト低減
- ②地域的集団栽培の形成
 - (イ) 栽培・管理の徹底、(ロ) 水管理の徹底、(ハ) 共同作業、共同防除
 - (ニ) 地域的土地利用体制の形成（転作の団地化、ブロックローテーション）
- ③地域的農業生産の組織化と農協施設の計画的利用
 - (イ) 育苗センター、(ロ) カントリーエレベーター
- ④売れる米の生産—銘柄米産地の形成

(3) 作付品種の全町的統一と推進

平成元年度から作付品種の統一を全町を対象にして開始し、コシヒカリ、葵の風を重点奨励品種、月の光、黄金晴、十五夜モチを奨励品種とした（幸田町独自）。平成2年度にはミネアサヒを重点奨励品種に格上げするとともに平成3年度には黄金晴を準奨励品種に格下げ、月の光を除外するなど、自主流通米としてコシヒカリと葵の風、保米米としてミネアサヒの3品種とした。圃場条件および個人的事情などから70%の品種統一を目標としたが、平成3年度には早くも73%と目標を達成した（第10図参照）。

収穫—乾燥作業期間の延長による作業体制の整備が問題であったが、作期、作業の分散を地域的に作付品種を選定することによって進めた。兼業・片手間稲作では、売れる米は作れないとの認識がなされるようになり、専門オペレーター、地域的な生産の組織化が評価されるようになった。

① 1年目（平成元年度）

水田地域輪作農法モデル事業地域（坂崎、大草各支所）を中心に、コシヒカリを主体として黄金晴、月の光に統一化された（統一前

第7表 水稻作付品種の統一

(1) 久保田集落

(単位: m², %)

	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
コシヒカリ	18,136(7.1)	121,725(57.7)	116,824(63.5)
月の光	29,949(11.6)	20,002(9.4)	14,971(8.2)
黄金晴	71,158(27.7)	22,647(10.7)	11,139(6.1)
初星	21,386(8.3)	7,600(3.6)	7,255(3.9)
葵の風			3,874(2.1)
日本晴	85,397(33.2)	6,650(3.1)	
もち		621(0.3)	
その他	29,167(11.3)	28,324(13.4)	25,868(14.1)
転作	2,064(0.8)	3,974(1.8)	2,966(1.6)
総面積	257,257(100.0)	210,922(100.0)	183,874(100.0)

(2) 長嶺集落

(単位: m², %)

	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度
コシヒカリ	13,275(7.3)	103,266(65.8)	93,859(63.2)	107,274(73.0)
ミネアサヒ				15,795(10.8)
月の光	14,063(7.7)	16,576(10.6)	7,277(4.9)	6,918(4.7)
葵の風				3,871(2.6)
日本晴	68,652(37.8)	4,475(2.8)		
初星	35,741(19.7)	12,746(8.1)	9,396(6.3)	2,762(1.9)
黄金晴	27,879(15.4)	4,356(2.9)	17,178(11.6)	994(0.7)
もち	800(0.4)	1,813(1.2)		
その他	15,252(8.4)	8,389(5.3)	4,758(3.2)	2,390(1.6)
転作	5,957(3.3)	5,124(3.3)	16,013(10.8)	6,921(4.7)
総面積	181,619(100.0)	156,924(100.0)	148,481(100.0)	146,925(100.0)

注(1) 農協資料による。

(2) 平成2年度のその他には休耕、その他、不明を含む。

の品種別の作付については第11図参照)。これら以外の地区ではコシヒカリの団地形成、しかも東海道線と新幹線に挟まれた平坦部あるいは水田の比較的集まっている地域に限られていた。

② 2年目(平成2年度)

平坦部にも統一化が進み、統一面積が拡大した。それとともに北部地区ではコシヒカリ、平坦部では葵の風を主体とするなど、地域的な条件によって品種の統一、作期のブロック化が進んだ。この外の地域では圃場条件の恵まれていない西部地区、南部地区でのコシヒ

カリの団地化に止まった。

③ 3年目(平成3年度)

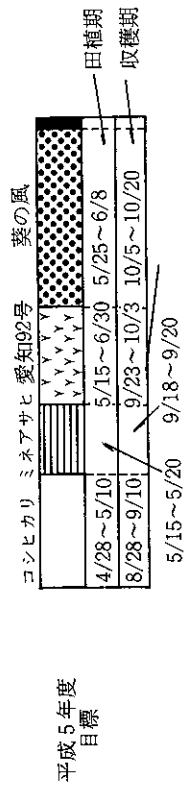
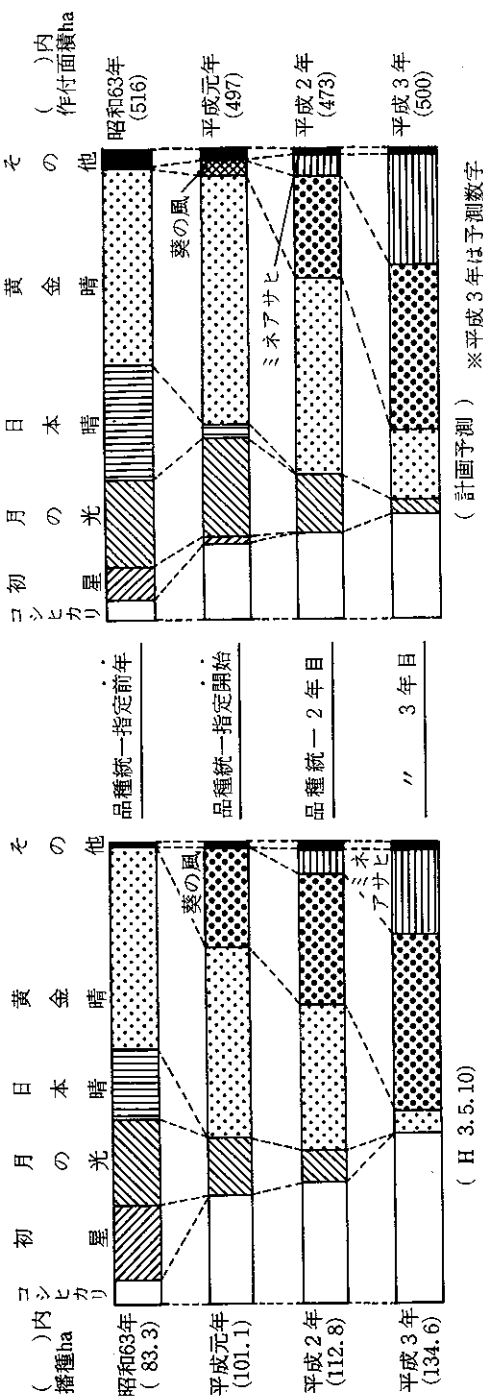
西部地区、南部地区にも品種統一化が進み、ほぼ全町にわたって作付が統一化された(第12図)。北部地区ではコシヒカリが、平坦部では葵の風、ミネアサヒが、西部地区ではコシヒカリとミネアサヒ、葵の風に統一された。コシヒカリの団地化によって広がった作付品種の統一化は、地域の条件に合った品種の統一となり、全町的な品種・作期のブロック化が進んだ。

育苗センター

(播種枚数)

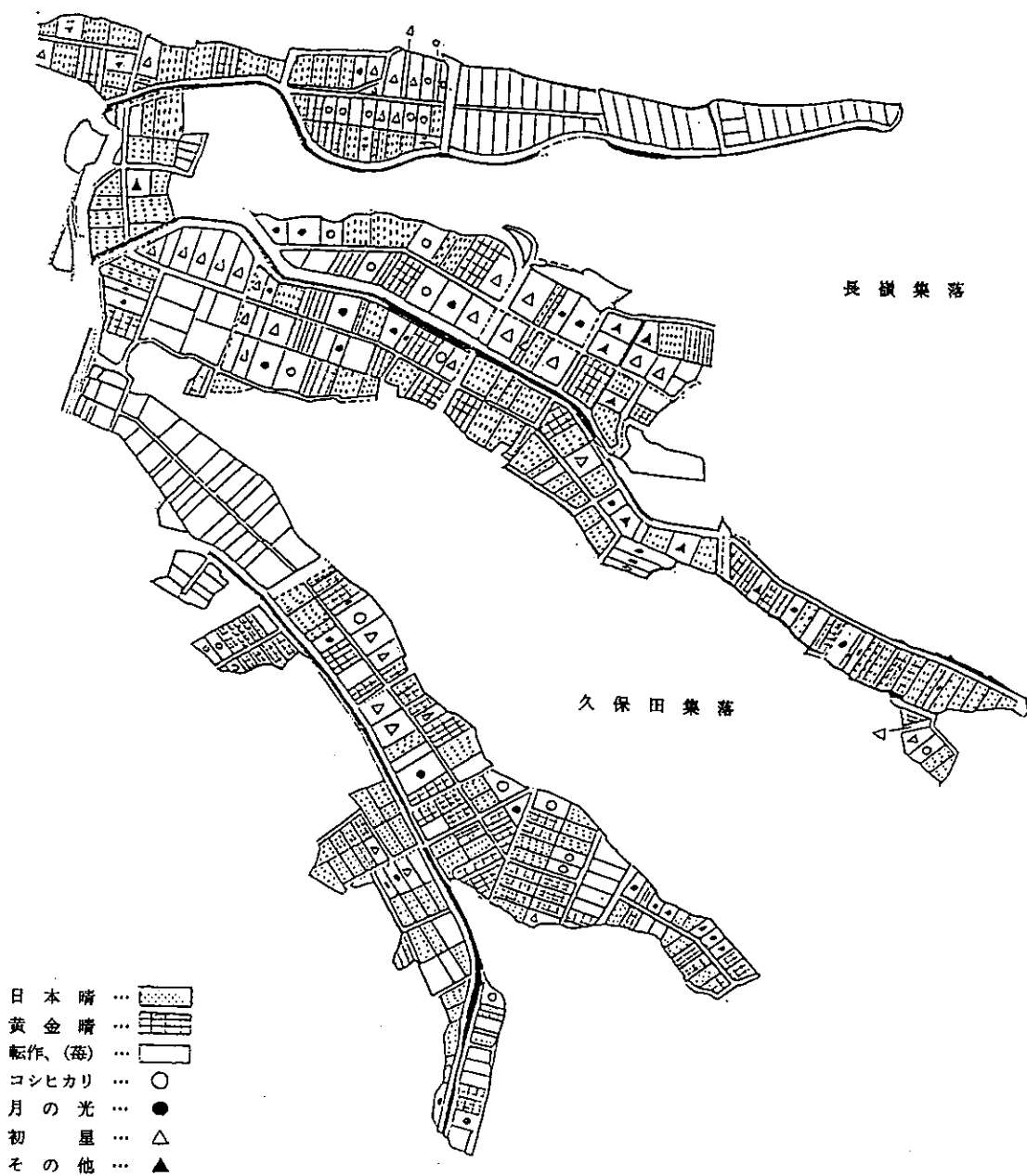
食糧事務所調査

(作付面積)

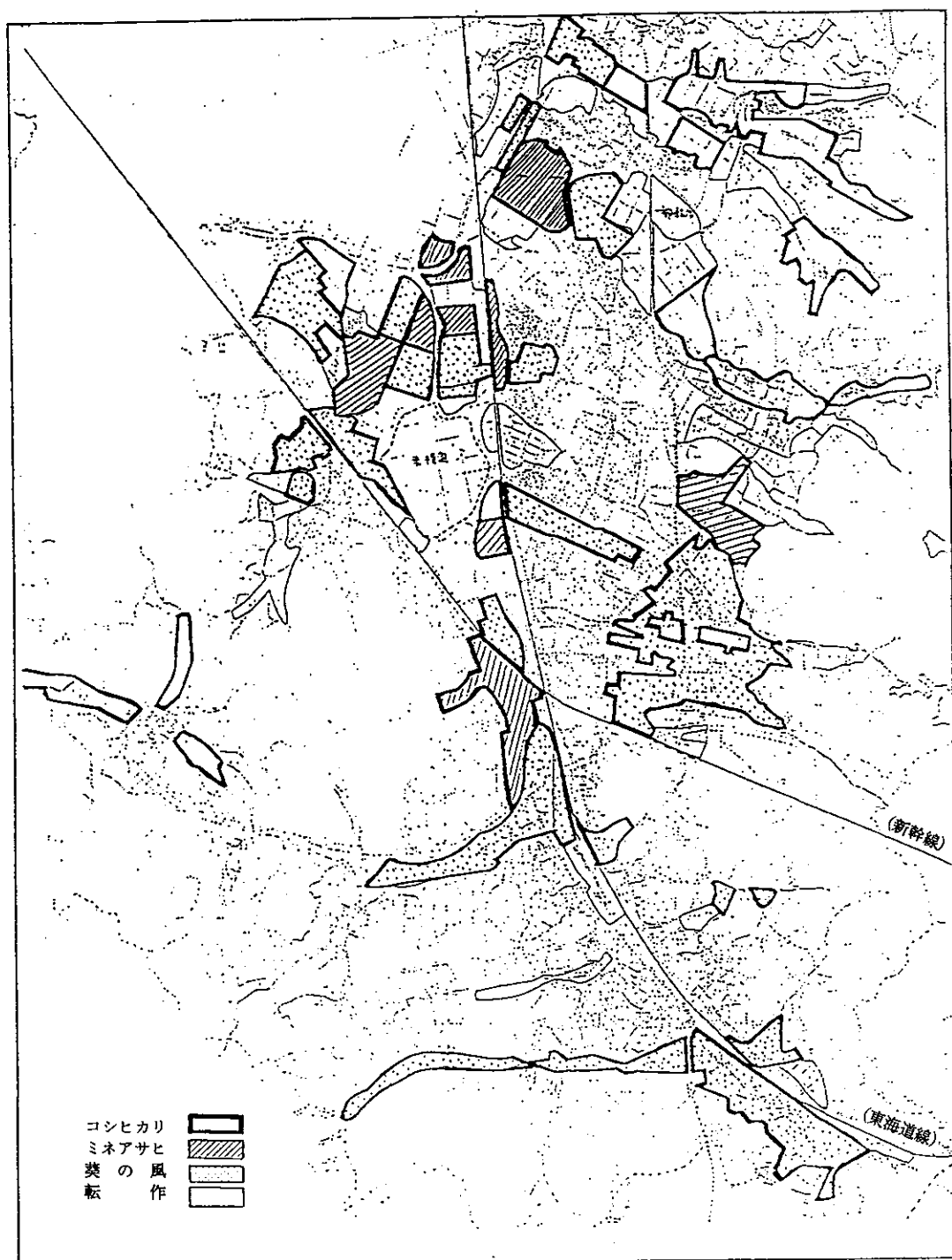


第10図 水稻作付品種構成の推移

注. 幸田町農協資料による.



第11図 水稻の作付品種別の圃場分布
(昭和63年度)



第12図 水稻の作付品種の統一と団地化
(3年目～平成3年度)

8. 受託圃場の合理化－農作業・経営受託地の面的集積（新田地区）

新幹線と東海道線に挟まれている平坦部の新田地区の約50haの水田は、1haの大型圃場に整備されていたことから、従来から農家は畦畔なしのボウクイによる境界によって稲作を実施してきた。

農協は、今後の効率的な作業方法の在り方をこの大型圃場で試みるとともに農家に問題提起をすることになり、1haの大型圃場での作業体系を農作業および経営の受委託の調整によって形成するとともに機械銀行の受託者による受託体制の整備を図ることになった。そして平成元年度～3年度の3ヶ年事業として実施した。

① 調整前

昭和63年度に1筆ごとの農作業および経営（含利用増進）の受委託状態を調査した（第13図①調整前参照）。受託者は6人で、部分作業が120筆で約120千㎡（ただし1筆1作業とした）、全作業および経営受託が24筆で21千㎡受託されていた。しかも受託者によって受託面積にかなりの幅があった。

② 調整後

新田地区の圃場を農道によって4地区に分割し、受託者を1人ずつ割り当てた（第13図②調整後参照）。利用権の設定地を中心に受委託関係の多い圃場を連担化調整圃場として、細分した地区を単位に利用調整を図って面的集積を推進した（農協の直播試験地あり）。受託者間では相互調整によって、委託していない農家には交換耕作によるか2年間の作業委託を依頼した。全作業委託方式とし、作業料金を2割引とした。将来的には経営受託へ誘導する方針とし、その他の圃場については調整しなかった。

問題点、①受託者の割り当て方法、②従来の受委託関係の存続、③連担化調整圃場での非委託農家の存在、④反収差の問題：地力差、

管理の個人差、酪農家委託（ワラの残・否）、土改剤の投入、などであった。

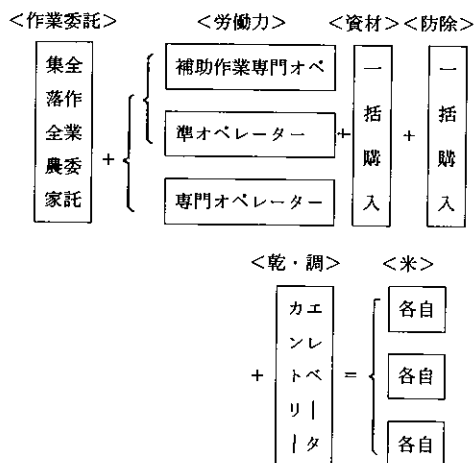
9. 農地と労働力の地域的利用体制の新たな形成の試み

—「集“案”営農」（永野地区）—

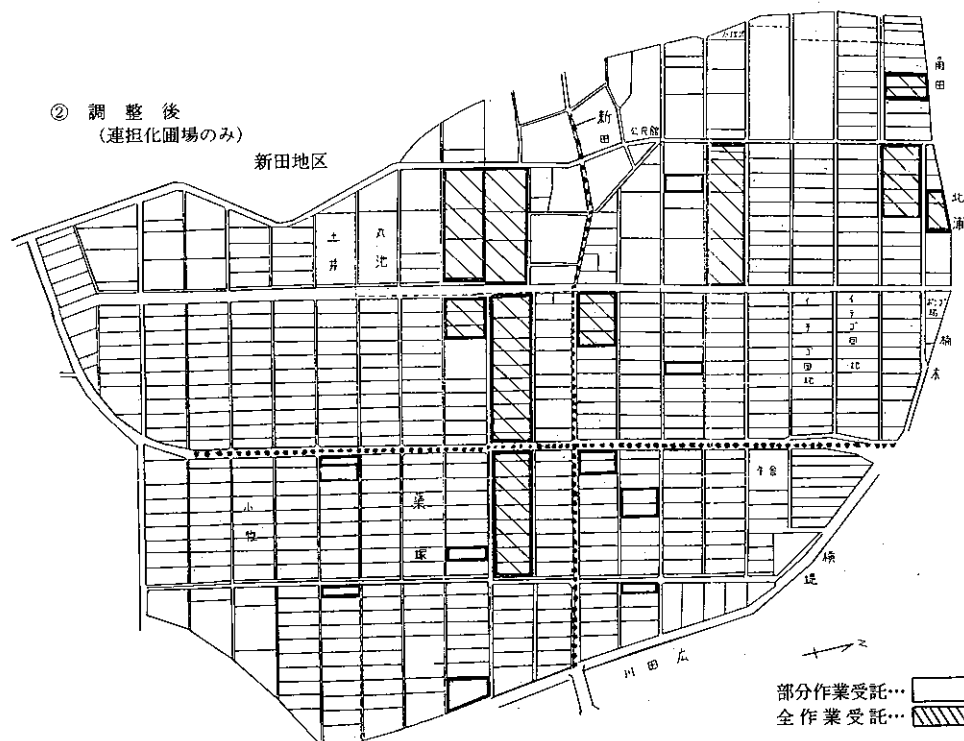
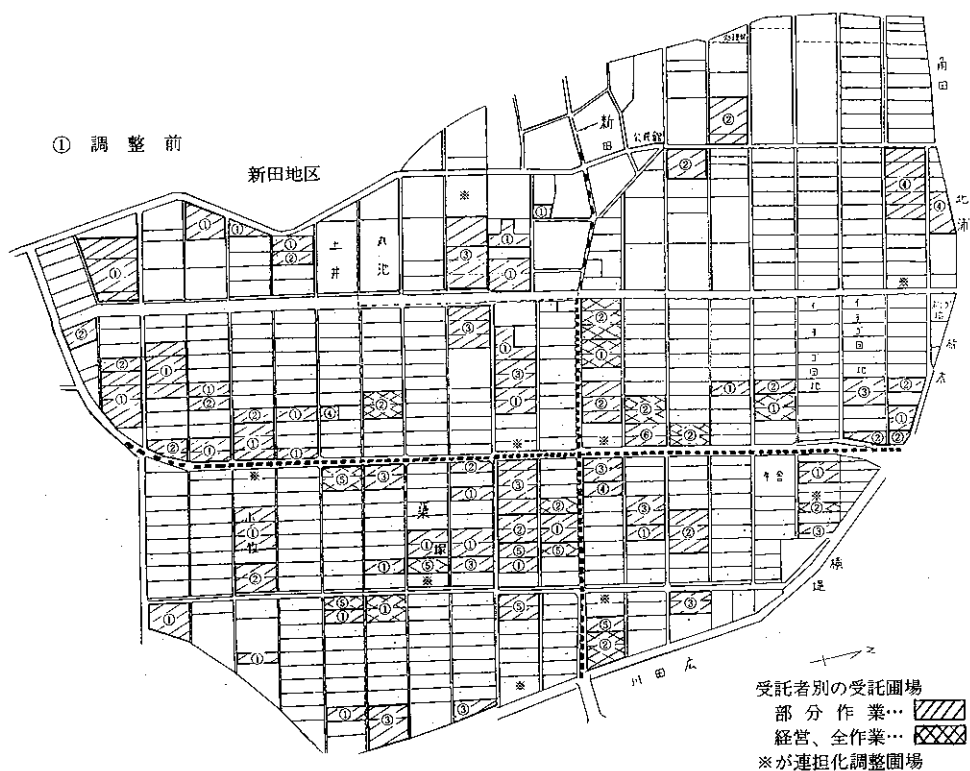
① 基本的な考え方⁽¹⁾

兼業の深化による農家の分化を背景にして、多様化した農家の労働力の保有状態と農家の要求に答えるために、集落農家による集団委託と集団受託の新たな地域農業生産システム化を試みる。特定のオペレーターに地域の農業生産を任せるとは、集落の農家がそれぞれに保有する労働力に応じて農業生産に係わって、集落の農業生産を自ら守るとともに農家であることの意識を持つようにする。ただし集落完結型ではなく、基幹作業では機械銀行の専門オペレーターに委託したり、農協のカントリーエレベーターを利用するなど、オープン型とする（第14図、第8表）。平成3年度からの3ヶ年間の計画で実施中である。

② 集“案”営農組織

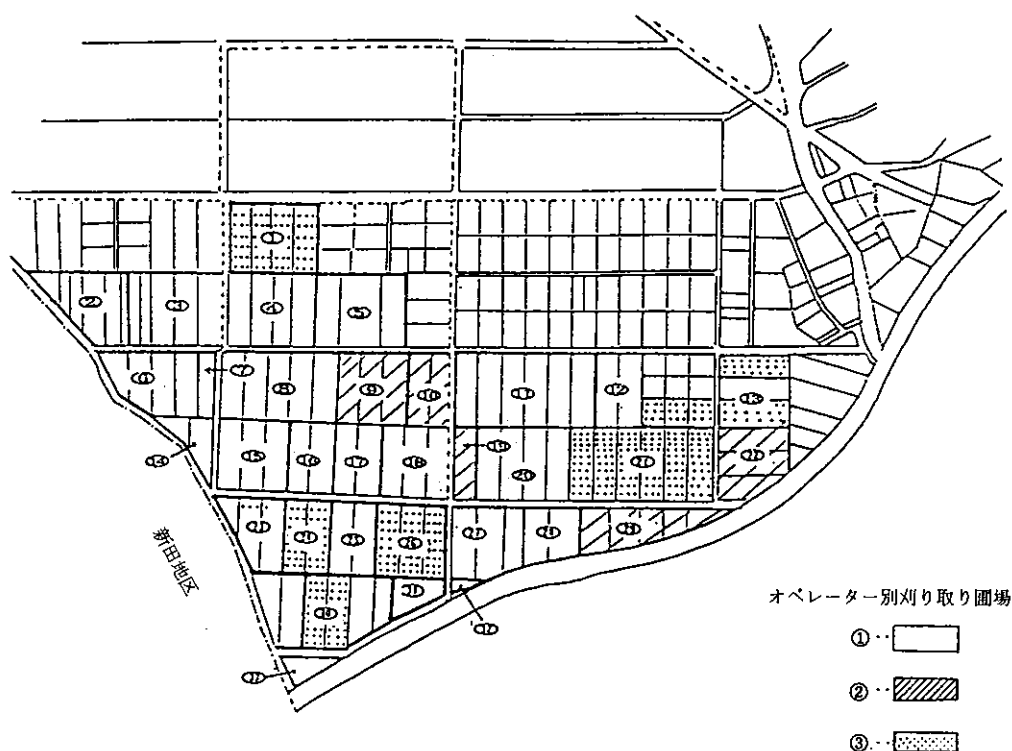


- ・とりまとめ役員…3年以上めんどうのみられる人に依頼する
- ・作業委託→部分、全作業、自作の自由選択



第13図 受託農作業、農業経営圃場の連担化調整

注。農協資料より作成。



第14図 「集“落”営農」の永野地区と機械銀行の
オペレーター別の刈り取り圃場

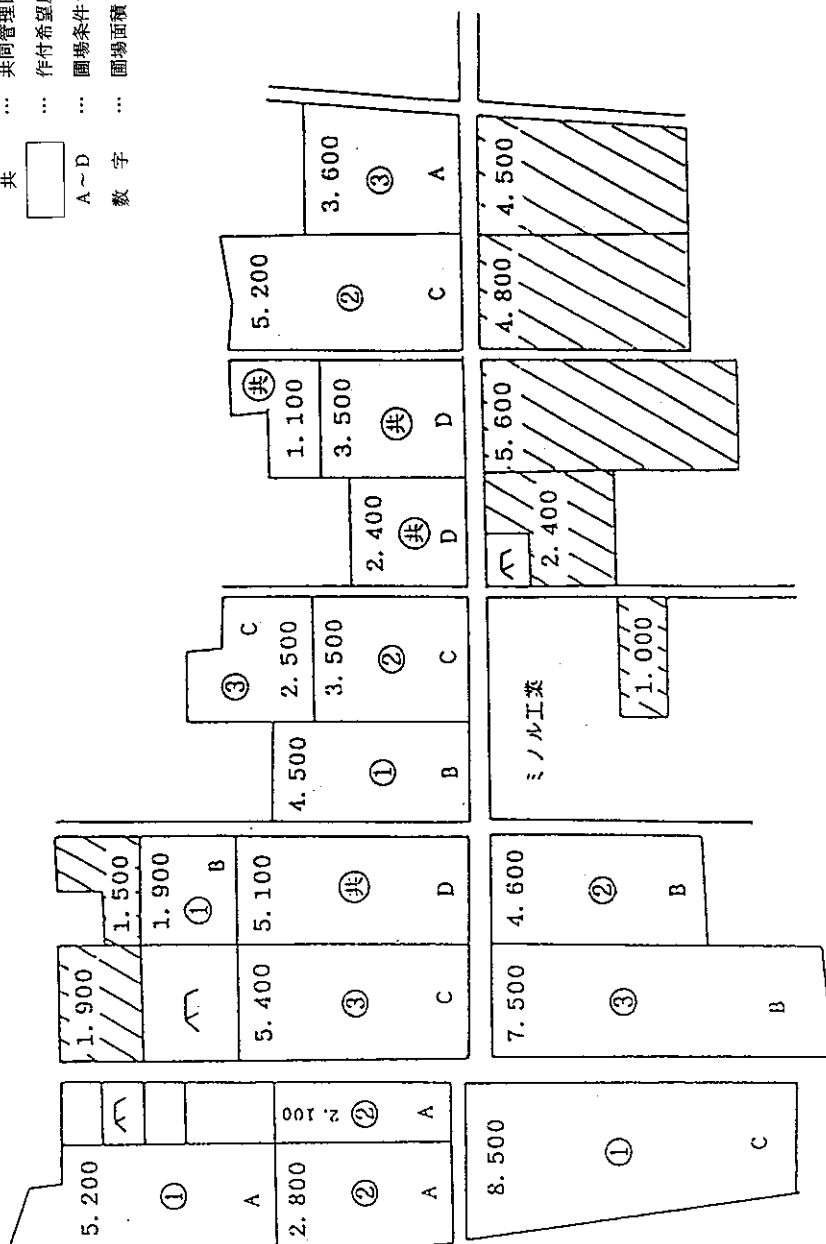
第8表 オペレーター別の刈り取り面積

(単位: m²)

①オペレーター				②オペレーター		③オペレーター	
圃場	面積	圃場	面積	圃場	面積	圃場	面積
2	2,769	17	1,991	9	3,000	1	4,000
3	3,930	18	3,000	10	1,818	12	5,021
4	4,000	20	4,000	19	1,000	13	1,958
5	4,000	23	2,148	22	2,553	21	5,931
6	2,244	25	2,000	29	2,448	24	2,000
7	1,000	27	2,614			26	2,912
8	4,991	31	773	計	10,819	28	1,640
11	6,000	32	115			30	4,964
14	1,046	33	709			計	28,426
15	3,000					合計	91,575
16	2,000	計	52,330				

注. 農協資料による。オペレーターの番号は本表限り。

①～③ … 受託者
 共 … 共同管理田
 … 作付希望農家田
 … 圃場条件ランク
 A～D … 圃場面積 (㎡)
 数字



第15図 圃場整備と受委託の面的集積 (坂崎地区、平成4年)

- ・作業分担→能力に応じた自由選択：補助オペ、準オペ→賃金の支払い
- ・作業時期の統一：作付品種の統一
- ・生産資材：一括購入（購入単価の引き下げ）
- ・委託作業料金：作業圃場の統合、作業時期の統一により基準の80%
- ・米：各自（販売代金、保有米券の個人配布）

将来的には土地利用調整によって、大型連担圃場として整備して生産の合理化とコスト低減を図る。集落からの農業生産の合理化を図る。

10. 圃場整備と受委託の面的集積 — 坂崎地区 —

坂崎集落(157戸)は、幸田町の北部地区にあり、岡崎市に接している。平地農村地帯で昭和59年度から県営圃場整備事業が実施されて、稲作を基幹とした地域農業が振興されてきた。しかし兼業化、都市化が著しく、農家戸数が減少するとともに兼業化の深化によって、個々の農家でも稲作経営をどうするかが大きな問題となっている地域である。

「坂崎集落では、基盤整備跡地（丸池、楠地区）の7haについて集落会議にて利用調整が図られ、集団化が実現できた。作業分担については、主要な機械作業を稲作オペレーター4戸が作業受託し、水稻管理作業は地権者が担う体制で合意形成された」（愛知県岡崎農業改良普及所『普及活動の実績（平成3年度）』平成4年3月、27頁）。

平成元年度から圃場整備が実施され（9.5

ha）、大型圃場が形成された。しかし小型機械では作業が困難であることと稲作を自作希望する農家が少ないことなどから、換地までの当分の間の処置として（5年間）、工区が主体となって利用調整を図り、大型機械を持つ農協の受託部会のオペレーター3人に経営委託することになった（地元優先、先受託者優先）。ただし稲作を希望する農家については団地を設定して栽培を保証するとともに条件の悪い水田については工区が責任を持って共同出役によって管理する共同管理田を設けた（第15図）。

オペレーターへの配分調整は、圃場条件が同じくなるように圃場をランク分け（A～D）して配分するとともに面積もほぼ等しくなるようにした。作業は個別である。将来、換地にもなって、圃場が細分化されて個々バラバラに経営されたり、作業が実施されたり、委託に出されたりすると大型圃場としてのメリットが生かされなくなることから、現在の受委託および生産体制の固定化とともにこの体制が継続されるように啓蒙を図っている。

注(1) 愛知農業普及協会『農業あいち』第38巻第8号（平成4年8月）14～21頁参照

（本稿の調査ならびに資料の作成に当たっては、駐村研究員の幸田町農協：伊藤今一営農課長に大変にお世話になった、お礼申し上げます。なお、本稿は全中営農生活部・全国農業機械銀行連絡協議会『農機・組織効率利用情報』No51＜平成4年10月＞の拙稿「農業機械銀行方式による地域的な農地利用体制の形成」にはしがきを加えるとともに図・表の一部を省略して構成を若干変え、文章の一部を書き直したものである。）